

## 第13章 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

環境影響評価書の作成にあたり、環境影響評価準備書の記載内容から修正した事項は、表 13-1に示すとおりである。

表 13-1 (1) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 代表者の氏名	1-1(1)	取締役社長 山田 高寛	取締役社長 川崎 昌之	代表者の変更による。
第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 対象事業の供用時において使用される機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにそれらの配置計画等の概要 3. ばい煙に関する事項 表 2.2-5	2-14(16)	/	「表 2.2-5 排ガス処理の具体的内容」を追加した。	準備書知事意見による。
表 2.2-6	2-15(17)	「10 転炉 (No. 1~5 転炉)」の湿り最大排ガス量「217,919 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /hr)」	「10 転炉 (No. 1~5 転炉)」の湿り最大排ガス量「271,919 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /hr)」	評価書知事意見を踏まえ、より適切な記載とした。
5. 排水に関する事項 (1) 排水計画値 表 2.2-8	2-16(18)	排水の水素イオン濃度(pH)の計画値「-」	排水の水素イオン濃度(pH)の計画値「6.0~8.8」	評価書知事意見を踏まえ、より適切な記載とした。
表 2.2-8	2-16(18)	注:「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(福島県条例第18号)	注:「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和50年福島県条例第18号)	より適切な記載とした。

表 13-1 (2) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

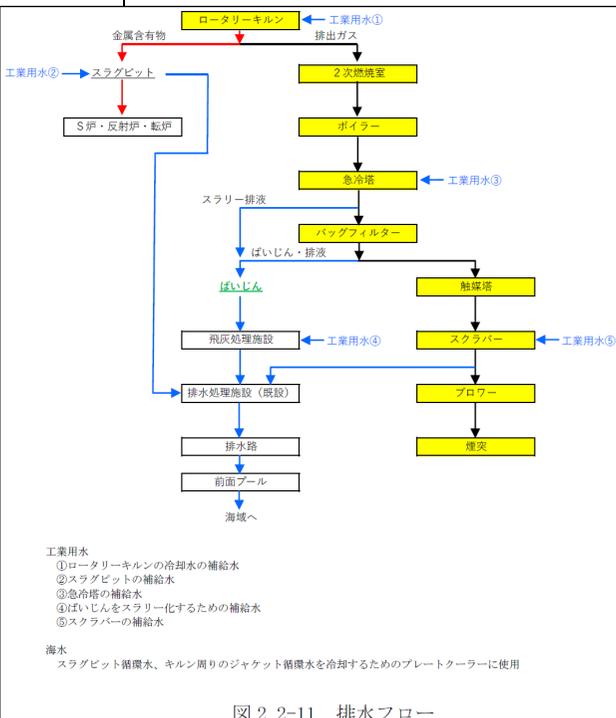
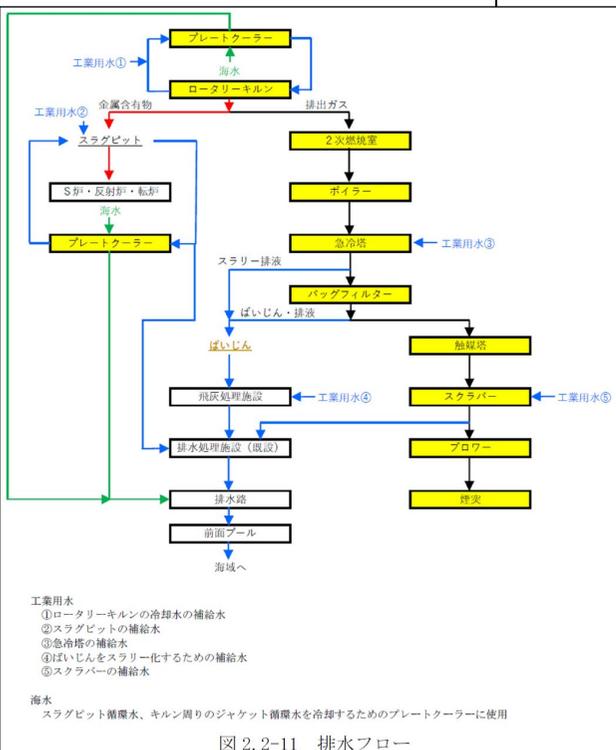
項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由
<p>5. 排水に関する事項 (2) 排水フロー及び排水処理 図 2. 2-11</p>	<p>2-17 (19)</p>	<p>(図中の排水フローに海水の使用箇所は記載していなかった。)</p>  <p>工業用水 ①ロータリーキルンの冷却水の補給水 ②スラグピットの補給水 ③急冷塔の補給水 ④ばいじんをスラリー化するための補給水 ⑤スクラバーの補給水</p> <p>海水 スラグピット循環水、キルン周りのジャケット循環水を冷却するためのプレートクーラーに使用</p> <p>図 2. 2-11 排水フロー</p>	<p>図中の排水フローに海水の使用箇所を記載。</p>  <p>工業用水 ①ロータリーキルンの冷却水の補給水 ②スラグピットの補給水 ③急冷塔の補給水 ④ばいじんをスラリー化するための補給水 ⑤スクラバーの補給水</p> <p>海水 スラグピット循環水、キルン周りのジャケット循環水を冷却するためのプレートクーラーに使用</p> <p>図 2. 2-11 排水フロー</p>	<p>評価書知事意見を踏まえ、より適切な記載とした。</p>

表 13-1 (3) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由
表 2.2-9	2-18(20)		「表 2.2-9 排水処理施設における管理項目及び排水処理の具体的内容」を追加した。	準備書知事意見による。
表 2.2-9	2-18(20)	(表中に排水処理施設の維持管理と汚泥の利用について記載していなかった。)	表中に、排水処理施設の維持管理と汚泥の利用について記載。	評価書知事意見を踏まえ、より適切な記載とした。

区分	内容
管理項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各薬剤（炭カル・消石灰・硫酸第一鉄・凝集剤）の添加量</li> <li>中和槽・出口排水の pH</li> <li>シクナーにおけるアンダーフローの抽出量、オーバーフロー水の濁度</li> </ul>
既設排水処理設備の処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設施設の稼働により排水負荷は排水量で現状から 4%程度増加し、反応槽内での滞留時間が従来よりも 4%程度減少する見込みであるが、試験の結果から現状で必要な反応時間の 2 倍以上の滞留時間が確保されており十分に余裕がある事から排水負荷の増加に対応可能と考えている。</li> </ul>
薬剤添加量の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規施設稼働後に処理水の重金属濃度が上昇しないよう、消石灰や硫酸鉄などの薬剤添加量を管理し最適化する事で環境影響低減に努める。</li> </ul>
各物質の除去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の除去方法を採用することにより、各物質の除去率をほぼ 100%と見込んでいることから、前面プール出口排水の濃度は現状と同程度になる見通しである。</li> <li><b>【COD、SS、ダイオキシン類】</b></li> <li>COD、SS、ダイオキシン類は水に難溶性の固体に由来するものであることから、高分子凝集剤によるフロックの形成、シクナーでの沈降分離段階で、除去される見通しである。</li> <li><b>【リン】</b></li> <li>排水に含有するリンは焼却ガスを処理したスクラバー液に含まれるためリン酸イオンとなっている。このため排水に含まれるリンは消石灰や炭カルに添加により難溶性の化合物（ヒドロキシアパタイト）を形成する。ヒドロキシアパタイトは pH が高いほど難溶になり、pH 8 程度では液中のリン濃度が 0.1ppb 以下まで低下することが知られている。このため、シクナーにて固体として分離される。</li> <li><b>【珪素】</b></li> <li>珪素に関しては消石灰添加工程により、硫酸カルシウムとして回収され、その後、硫酸鉄との共沈により除去される、3 箇の鉄イオンの添加により液中濃度は排水基準である 0.1ppm を下回ることが知られている。</li> <li><b>【ふっ素】</b></li> <li>排水に含まれるフッ素はフッ酸イオンである為、消石灰、炭酸カルシウムの添加により難溶性のフッ化カルシウムになる。さらにコロイド粒子化するフッ化カルシウムに関しても、高分子凝集剤の添加によるフロックの形成によりシクナーでの固液分離を行う。</li> <li><b>【銅】</b></li> <li>Cu は pH8 程度までアルカリ側に移行すると難溶性の水酸化銅を形成し、液中の銅イオン濃度は 10<sup>-6</sup>mol/L 程度まで低下する。水酸化銅はシクナーにおいて固液分離される。</li> </ul>

区分	内容
管理項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各薬剤（炭カル・消石灰・硫酸第一鉄・凝集剤）の添加量</li> <li>中和槽・出口排水の pH</li> <li>シクナーにおけるアンダーフローの抽出量、オーバーフロー水の濁度</li> </ul>
既設排水処理設備の処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設施設の稼働により排水負荷は排水量で現状から 4%程度増加し、反応槽内での滞留時間が従来よりも 4%程度減少する見込みであるが、試験の結果から現状で必要な反応時間の 2 倍以上の滞留時間が確保されており十分に余裕がある事から排水負荷の増加に対応可能と考えている。</li> </ul>
薬剤添加量の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規施設稼働後に処理水の重金属濃度が上昇しないよう、消石灰や硫酸鉄などの薬剤添加量を管理し最適化する事で環境影響低減に努める。</li> </ul>
各物質の除去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の除去方法を採用することにより、各物質の除去率をほぼ 100%と見込んでいることから、前面プール出口排水の濃度は現状と同程度になる見通しである。</li> <li><b>【COD、SS、ダイオキシン類】</b></li> <li>COD、SS、ダイオキシン類は水に難溶性の固体に由来するものであることから、高分子凝集剤によるフロックの形成、シクナーでの沈降分離段階で、除去される見通しである。</li> <li><b>【リン】</b></li> <li>排水に含有するリンは焼却ガスを処理したスクラバー液に含まれるためリン酸イオンとなっている。このため排水に含まれるリンは消石灰や炭カルに添加により難溶性の化合物（ヒドロキシアパタイト）を形成する。ヒドロキシアパタイトは pH が高いほど難溶になり、pH 8 程度では液中のリン濃度が 0.1ppb 以下まで低下することが知られている。このため、シクナーにて固体として分離される。</li> <li><b>【珪素】</b></li> <li>珪素に関しては消石灰添加工程により、硫酸カルシウムとして回収され、その後、硫酸鉄との共沈により除去される、3 箇の鉄イオンの添加により液中濃度は排水基準である 0.1ppm を下回ることが知られている。</li> <li><b>【ふっ素】</b></li> <li>排水に含まれるフッ素はフッ酸イオンである為、消石灰、炭酸カルシウムの添加により難溶性のフッ化カルシウムになる。さらにコロイド粒子化するフッ化カルシウムに関しても、高分子凝集剤の添加によるフロックの形成によりシクナーでの固液分離を行う。</li> <li><b>【銅】</b></li> <li>Cu は pH8 程度までアルカリ側に移行すると難溶性の水酸化銅を形成し、液中の銅イオン濃度は 10<sup>-6</sup>mol/L 程度まで低下する。水酸化銅はシクナーにおいて固液分離される。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>シクナーやフィルタープレスにおける定期的なメンテナンスを実施し、排水処理設備の能力の維持に努める。</li> </ul>
汚泥の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥の生成量は約 990t/年と想定。生成した汚泥は所内の既存施設で銅スラグ回収のための原料として再利用（工程繰返し）し、ほぼ全量が有価物である銅スラグとして回収されるため、所外での処分は発生しない。</li> </ul>

表 13-1 (4) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.2 水環境の状況 2. 水質の状況 (1) 河川 表 3.2-18	3. 1-29 (59)		表 3.1-18(3)として、みなと大橋地点における健康項目の河川水質の測定結果(令和4年度)を追加した。元の「表 3.1-18(3) 要監視項目」は表 3.1-18(4)とした。	評価書知事意見を踏まえ、より適切な記載とした。

表 3.1-18 (3) 河川水質の測定結果 (令和4年度)

(健康項目 令和4年度)					
河川名	藤原川				環境基準
測定地点	みなと大橋 (図中番号2)				
測定項目	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	m	n	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0	4	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	<0.1	0	4	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0	4	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.01	<0.01	0	4	0.02mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	0	4	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0	4	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	0	1	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0	4	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0	4	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0	4	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0	4	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0	4	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	0	4	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0	4	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0	4	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0	4	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0	4	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0	4	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0	4	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0	4	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0	4	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	<0.002	0	4	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.7	0.55	0	4	10mg/L以下
ふっ素	—	—	—	—	0.8mg/L以下
ほう素	—	—	—	—	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0	4	0.05mg/L以下

注：1. 表中の「<」は定量下限値未満であることを示す。  
 2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。  
 3. 「—」は出典に記載がないことを示す。  
 4. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。

「水質年報 (令和4年度)」 (福島県) より作成

表 13-1 (5) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由
3.2 社会的状況 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 1. 公害関係法令等 (1) 環境基準等 表 3.2-24(1) 備考 4	3.2-33(144)	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	より適切な記載とした。
表 3.2-25 備考 3、備考 4	3.2-39(150)	3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	より適切な記載とした。
(2) 規制基準等 表 3.2-43(2)	3.2-61(172)	大腸菌群数 日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800 CFU/mL	より適切な記載とした。
表 3.2-44(3)	3.2-64(175)	大腸菌群数 3000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 800 CFU/mL	より適切な記載とした。
第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 5.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法	5.2-7(222)		「表 5.2-2 大気質現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。
第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 5.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法	5.2-17(232)		「表 5.2-6 騒音・振動・低周波音現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。
	5.2-20(235)		「表 5.2-8 悪臭現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。
表 5.2-9(5)	5.2-26(241)	4. 調査地点 【現地調査】 図 5.2-4 に示す海域 3 地点とする。	4. 調査地点 【現地調査】 図 5.2-4 に示す海域 3 地点とする。なお、砒素の春季調査のみ St. A' (St. A 付近護岸の海域動植物調査地点) でも調査を実施した。	より適切な記載とした。
	5.2-27(242)		「表 5.2-10 水質現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。

表 13-1 (6) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由																																																					
	5. 2-30(245)		「表 5. 2-13 土壌現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。																																																					
	5. 2-33(248)		「表 5. 2-16 海域動植物現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。																																																					
	5. 2-35(250)		「表 5. 2-18 景観現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。																																																					
	5. 2-38(253)		「表 5. 2-20 人と自然との触れ合いの活動の場現地調査地点の設定根拠」を追加した。	準備書知事意見による。																																																					
第 6 章 環境影響評価の結果 6. 6 水質 6. 6. 1 調査結果の概要 (2) 化学的酸素要求量の状況 ① 文献その他の資料調査 オ. 調査結果	6. 6-4(466)	2 段落目 平成 30～令和 4 年度の調査結果 (75%値) は 1. 0～2. 7mg/L の範囲で推移しており、全て環境基準 (A 類型：2mg/L 以下、B 類型：3mg/L 以下) に適合している。	2 段落目 平成 30～令和 4 年度の調査結果 (75%値) は 1. 0～2. 7mg/L の範囲で推移しており、全ての地点で環境基準 (A 類型：2mg/L 以下、B 類型：3mg/L 以下) に適合している。	より適切な記載とした。																																																					
6. 6. 2 予測及び評価の結果 (2) 土地又は工作物の存在及び供用 ① 施設の稼働 ア. 予測 (エ) 予測手法 b. 予測条件 (e) 工業用水水温	6. 6-38(500)	水温の予測に用いた工業用水の水温は、表 6. 6-14 のとおりである。  表 6. 6-14 工業用水水温 単位：℃ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>工業用水</th> <th>工業用水 (海水)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>23. 7</td> <td>21. 3</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>11. 7</td> <td>19. 2</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>4. 9</td> <td>14. 3</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>12. 7</td> <td>12. 7</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>21. 2</td> <td>23. 2</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>7. 9</td> <td>13. 4</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	工業用水	工業用水 (海水)	夏季	23. 7	21. 3	秋季	11. 7	19. 2	冬季	4. 9	14. 3	春季	12. 7	12. 7	最高	21. 2	23. 2	最低	7. 9	13. 4	水温の予測に用いた工業用水 (供給水) の水温は、表 6. 6-14 のとおりである。新設施設にはこの水温の工業用水が供給され、排水される際には 5. 5℃上昇 (表 6. 6-10 の計画値) するものとして予測を行った。  表 6. 6-14 について備考欄等で説明を追加した。  表 6. 6-14 工業用水 (供給水) 水温 単位：℃ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>工業用水</th> <th>工業用水 (海水)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地調査地点の予測</td> <td>夏季</td> <td>23. 7</td> <td>21. 3</td> <td rowspan="4">現地調査地点 (St. A, B, C) の予測に用いる現地調査時期 (右) における工業用水の水温</td> <td>8 月</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>11. 7</td> <td>19. 2</td> <td>11 月</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>4. 9</td> <td>14. 3</td> <td>1 月</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>12. 7</td> <td>12. 7</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共用水域水質調査地点の予測</td> <td>最高</td> <td>21. 2</td> <td>23. 2</td> <td rowspan="2">公共用水域水質調査地点 (①, ②, ⑥) の予測に用いる公共用水域水質調査の最高、最低水温観測時 (右) における工業用水の水温</td> <td>9 月</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>7. 9</td> <td>13. 4</td> <td>3 月</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	工業用水	工業用水 (海水)	備考	現地調査地点の予測	夏季	23. 7	21. 3	現地調査地点 (St. A, B, C) の予測に用いる現地調査時期 (右) における工業用水の水温	8 月	秋季	11. 7	19. 2	11 月	冬季	4. 9	14. 3	1 月	春季	12. 7	12. 7	4 月	公共用水域水質調査地点の予測	最高	21. 2	23. 2	公共用水域水質調査地点 (①, ②, ⑥) の予測に用いる公共用水域水質調査の最高、最低水温観測時 (右) における工業用水の水温	9 月	最低	7. 9	13. 4	3 月	より適切な記載とした。
ケース	工業用水	工業用水 (海水)																																																							
夏季	23. 7	21. 3																																																							
秋季	11. 7	19. 2																																																							
冬季	4. 9	14. 3																																																							
春季	12. 7	12. 7																																																							
最高	21. 2	23. 2																																																							
最低	7. 9	13. 4																																																							
ケース	工業用水	工業用水 (海水)	備考																																																						
現地調査地点の予測	夏季	23. 7	21. 3	現地調査地点 (St. A, B, C) の予測に用いる現地調査時期 (右) における工業用水の水温	8 月																																																				
	秋季	11. 7	19. 2		11 月																																																				
	冬季	4. 9	14. 3		1 月																																																				
	春季	12. 7	12. 7		4 月																																																				
公共用水域水質調査地点の予測	最高	21. 2	23. 2	公共用水域水質調査地点 (①, ②, ⑥) の予測に用いる公共用水域水質調査の最高、最低水温観測時 (右) における工業用水の水温	9 月																																																				
	最低	7. 9	13. 4		3 月																																																				

表 13-1 (7) 環境影響評価準備書記載内容からの修正事項

項目	記載頁	準備書記載内容	評価書での修正内容	修正の理由											
6.14 温室効果ガス等 6.14.1 予測及び評価の結果 (1) 土地又は工作物の存在及び供用 ①施設の稼働 ア. 予測 (エ) 予測の結果	6.14-4(650)	b. シュレッターダスト燃焼熱の有効利用による化石燃料の削減量 化石燃料の削減量の試算結果について記載	b. 環境保全措置による二酸化炭素の削減見込み量の試算 (a) 自然式焼却炉によるシュレッターダスト燃焼熱の有効利用 化石燃料の削減量に加え二酸化炭素の削減見込み量の試算結果について記載 (b) 蒸気製造による排熱の有効利用 二酸化炭素の削減見込み量の試算結果について記載	準備書知事意見による。											
第7章 環境の保全のための措置 7.4 環境監視計画	7-13(665)	/	施設稼働時には、排出ガス及び排出水について、表 7.4-1 に示す内容の環境監視を行う計画であり、これらの監視結果の概要を当社ホームページにて公表する予定である。 この環境監視の結果、予測し得ない環境への影響が生じた場合には、速やかにその原因を調査するとともに、必要に応じて関係機関に相談の上、必要な措置を検討、実施することとする。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 7.4-1 環境監視計画</caption> <thead> <tr> <th>環境要素</th> <th>監視項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大気質</td> <td>硫黄酸化物 窒素酸化物</td> <td>いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス常時監視</td> </tr> <tr> <td>ばいじん 銅、鉛、亜鉛、カドミウム、砒素</td> <td>いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス定期測定(2ヵ月に1回)</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>浮遊物質量、窒素、リン、水温、有害物質等</td> <td>前面プール出口において定期的に監視</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素	監視項目	実施内容	大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物	いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス常時監視	ばいじん 銅、鉛、亜鉛、カドミウム、砒素	いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス定期測定(2ヵ月に1回)	水質	浮遊物質量、窒素、リン、水温、有害物質等	前面プール出口において定期的に監視	環境監視計画の記述を追加した。
環境要素	監視項目	実施内容													
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物	いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス常時監視													
	ばいじん 銅、鉛、亜鉛、カドミウム、砒素	いわき市と締結予定の公害防止協定に基づく排ガス定期測定(2ヵ月に1回)													
水質	浮遊物質量、窒素、リン、水温、有害物質等	前面プール出口において定期的に監視													
第9章 環境影響の総合的な評価 表 9-6(1) 調査結果の概要	9-35(707)	(2) 化学的酸素要求量等の状況 平成 30～令和 4 年度の調査結果(75%値)は 1.0～2.7mg/L の範囲で推移しており、全て環境基準(A 類型: 2mg/L 以下、B 類型: 3mg/L 以下)に適合している。	(2) 化学的酸素要求量等の状況 平成 30～令和 4 年度の調査結果(75%値)は 1.0～2.7mg/L の範囲で推移しており、全ての地点で環境基準(A 類型: 2mg/L 以下、B 類型: 3mg/L 以下)に適合している。	より適切な記載とした。											
表 9-14(2) 予測結果の概要	9-62(734)	/	(b) 蒸気製造による排熱の有効利用 二酸化炭素の削減見込み量の試算結果を追加	準備書知事意見による。											
巻末 用語集		/	専門用語の用語解説を追加した。	準備書知事意見による。											